

令和5年 第10回大和村定例農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和5年10月25日(月) 9:00 ～ 10:30

2 開催場所 役場 第3会議室

3 出席者

農業委員(5名)

1番 勝 三千也	2番 藤村 秀久
3番 玉野 公和	4番 國副 八重子
5番 上村 太一	

農地利用最適化推進委員(2名)

泉 富保 坂元 龍馬

4 議事日程

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4 協議

議案第9号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
(思勝長溝地区)

議案第10号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
(戸円ファミミタ地区)

議案第11号 非農地証明願いについて
(国直地区)

日程第5 各農業委員・推進委員活動報告

日程第6 事務連絡

日程第7 その他

閉会

農業委員会事務局職員

事務局長 福本 新平
農地主事 菊地 諒
臨時職員 満 清久

議長	日程第1 会議録署名委員の指名を行います。大和村農業委員会会議規則第19条第3項の規定により、会長において指名いたします。これにご異議ありませんか。
委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。それでは4番 國副委員、5番 上村委員の両氏を本日の署名委員に指名いたします。両氏は、よろしくお願いいたします。
議長	(会期の決定) 日程第2 会期についてお諮りいたします。 会期については本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。よって会期については、本日1日間といたします。
議長	日程第3 事務局より諸般の報告を求めます。
事務局	前回の第9回総会以降の諸般の報告につきましては、各農業委員のお手元にお配りした資料のとおりであります。以上で諸般の報告を終わります。
議長	続きまして、日程第4 議案第9号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について提案をいたします。議案第9号の内容説明を事務局から、調査報告を上村委員からお願いします。
事務局	(議案第9号について内容説明) 議案第9号につきましては、農地法第3条第1項の規定による許可申請が令和5年9月19日に申請、同日受付しております。譲渡人が〇〇〇〇〇(大和村在住)、譲受人が〇〇〇〇〇(64歳、奄美市〇〇〇〇〇在住、会社員)で所有権の移転です。許可を受けようとする所在地は、大和村大字思勝〇〇〇〇〇。地目は登記簿、現況共に畑で、広さは〇〇〇㎡です。対価賃料は、〇〇〇千円です。父親同士で売買していたが3条申請されていなかった。
5番委員	遊休農地だが、譲受人は今後、管理していくとのことと特に問題ないと思います。
議長	それでは議案第9号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について審査質疑に入ります。何かご質問等ございませんか。
3番委員	名義人は、相続されているのか。
事務局	相続登記されています。
2番委員	隣接する農地〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇は誰の農地になっているか。
事務局	別の方が登記名義人です。ただ、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇は、〇〇〇氏の名義になります。622-3、622-4は村民農園です。
議長	それでは議案第9号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員	異議なし。

議長	異議なしと認め、議案第9号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について原案のとおり許可することに決定いたします。 続きまして、議案第10号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について提案をいたします。議案第10号の内容説明を事務局から、調査報告を玉野委員からお願いします。
事務局	(議案第10号について内容説明) 議案第10号につきまして、農地法第3条第1項の規定による許可申請が令和5年10月11日に申請、同日受付しております。譲渡人が〇〇〇(大和村在住)、譲受人が〇〇〇〇〇〇(37歳、瀬戸内町〇〇〇〇〇〇在住、農業)で使用貸借による権利の設定(3年)です。許可を受けようとする所在地は、大和村大字戸円字〇〇〇〇〇〇。地目は登記簿、現況共に畑で、広さは〇〇〇〇〇㎡です。
3番委員	特に問題ないと思います。
事務局	譲受人は、瀬戸内町で認定新規農業者でした。今後、営農状況を確認しながら認定農業者として検討していく可能性もある。
議長	ぜひ本村に転入してもらいたい。
事務局	今後、転入していただきたいがまだ瀬戸内町で認定新規就農者として農業次世代給付金を受給しており今年度で5年目になる。今年度で認定新規就農者が終わり。しばらくは瀬戸内町から通いになるか、特例で事業の継続をどう判断するか県や国に確認中です。
議長	それでは議案第10号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について審査質疑に入ります。何かご質問等ございませんか。
委員	なし。
議長	それでは議案第10号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員	異議なし。
議長	異議なしと認め、議案第10号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について原案のとおり許可することに決定いたします。
議長	続きまして、議案第11号 非農地証明願について提案をいたします。議案第11号の内容説明を事務局から、調査報告を泉推進委員からお願いします。
事務局	(議案第11号について内容説明) 議案第11号につきまして、非農地証明願いの申請が10月13日に提出され、10月16日付けで受付。願出人が〇〇〇〇〇〇、代理人があすなろ法律事務所の弁護士 〇〇〇〇〇〇〇。申請地所在は、国直字内〇〇〇〇〇〇で面積は〇〇〇〇〇〇㎡、地目は登記簿が畑、現況が原野。長期間耕作されてなく、今後も耕作予定がない。また、登記名義人本人、親族も県外にいるため利用する見込みもない。利用状況調査でも長年「再生利用が困難な農地」と判断している。
議長	現地調査を行った泉推進委員より報告をお願いします。

